

第 3 次光市行政改革大綱 (案)

平成 年 月
光 市

目 次

- 1 行政改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) これまでの取組み
- (2) 本市の状況
 - ア 人口の状況
 - イ 財政の状況
- (3) 行政改革の取組み

- 2 大綱の位置付けと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 大綱の位置付け
- (2) 計画期間

- 3 基本理念と取組みの柱・・・・・・・・・・・・・・・・

- 4 大綱の体系と取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・
- I 開かれた市政への取組みと市民等との協働・・・・・・・・
- (1) 開かれた市政の推進
- (2) 協働による新たなまちづくりの推進

- II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供・・・・・・・・
- (1) 市民サービスの向上
- (2) 公共施設マネジメントの推進

- III 組織力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 職員の意識改革と能力向上
- (2) 効率的な組織体制等の確立

- IV 安定的な財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 健全な財政運営の推進
- 【財政状況と見通し】

- 5 大綱の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 推進体制
- (2) 市民への公表

1 行政改革の必要性

(1) これまでの取組み

本市においては、かねてより「行政改革大綱」「第二次行政改革大綱」を策定し、時代の変化に対応すべく改訂を行いながら、それぞれの時代背景の中で行政改革の取組みを進めてきました。

光市行政改革大綱 平成18年2月策定
計画期間：平成17～21年度

合併を行政改革の第一歩として捉え、平成18年2月に策定した「光市行政改革大綱」では、様々な主体と自治体が協働する「新しい公共」という基本理念のもと、市民や地域の力が最大限発揮できる活力ある行政運営の確立をめざして、行政改革に取り組んできました。

主な取り組みとして、管理運営を委託していた公の施設について平成18年度から、指定管理者制度を導入し、市民サービスの質の向上と経費の削減を図りました（平成21年度末時点 16施設）。

また、自治会など地域のコミュニティ団体を地域づくりの中心的な担い手とすることで、公民館の自主運営への移行を実施し、市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、情報の公開、提供の充実を図り、市民との情報の共有化を進めるためパブリックコメント手続きを制度化し、市政における市民参画を進めました。

光市行政改革大綱の計画期間における進捗率（実施中含む）は、91.5%となっています。

(参考) 主な財政効果

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	効果額合計
滞納処分の積極的な実施 (市税等への充当金額)	75	146	—	380	5,738	6,339
遊休公有財産の処分	26,005	27,465	24,517	36,957	9,741	124,685
古紙類売却による収入	—	10,572	19,189	25,263	9,162	64,186
市刊行物の有料広告収入	—	—	1,340	1,590	1,010	3,940
補助事業の整理合理化	56,785	△23,045	△65,404	1,171	△33,123	△63,616
定員管理の適正化	187,266	269,396	367,616	532,596	24,984	1,381,858
合計	270,131	284,534	347,258	597,957	17,512	1,517,392

第二次光市行政改革大綱 平成22年3月策定（平成24年3月改訂）
計画期間：平成22～28年度

第二次光市行政改革大綱では、市政の改革、進化の観点から、企業論理の視点も加え、より質の高い市民満足度すなわち一層の利潤を確保に向けて取組んできました。

主な取り組みとして、平成26年度から事務事業評価を本格実施し、事務事業や業務の自主的な改善に取り組むとともに、評価結果を公表し行政活動の透明性を高め、市民への説明責任の向上を図りました。

今後の大きな課題の一つである、公共施設の老朽化等に対応するため、公共施設マネジメントの指針となる「光市公共施設等総合管理計画」の策定に取り組みました。

また、女性ならではの視点を活かすという観点から、女性職員のみで構成する、市民サービス向上推進チーム（平成25年12月～27年3月）を設置し、接遇マニュアルの改訂など市民目線に立った接遇サービスの改善に向けた取組みを進めました。

平成27年度末時点で、実施計画の進捗率（実施中含む）は92.2%となっています。

（参考）主な財政効果

（単位：千円）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	効果額合計
滞納処分の積極的な実施 （市税等への充当金額）	1,889	5,434	7,927	6,322	3,945	8,796	34,313
遊休公有財産の処分	10,688	201,520	14,935	55,025	4,256	8,177	294,604
古紙類売却による収入	14,861	12,978	10,814	12,672	9,967	7,401	68,693
市刊行物の有料広告収入	930	975	1,166	1,477	1,579	1,892	8,019
補助事業の整理合理化	58,972	△84,589	47,098	26,369	△150,657	△394,842	△497,649
合計	87,340	136,318	81,940	101,865	△130,910	△368,576	△92,023

(2) 本市の状況

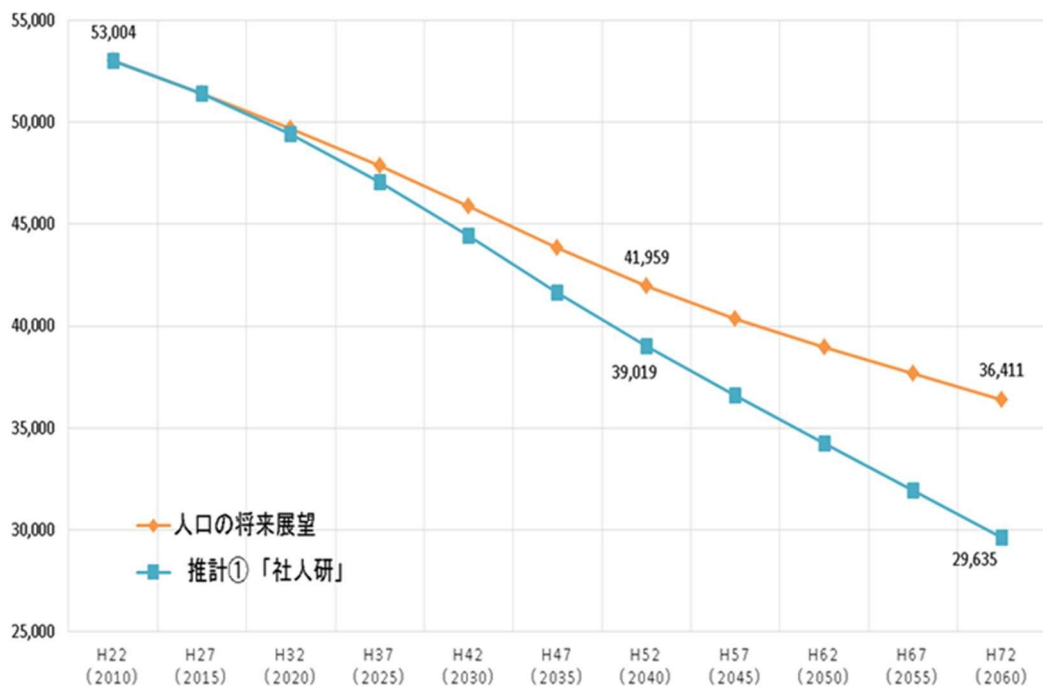
ア 人口の状況

本市の人口は、高度経済成長などを背景に、昭和40～50年代にかけて出生数や転入者数が大幅に増加し、昭和60年には、ピークを迎え58,228人（旧光市と旧大和町の合算値）となりましたが、その後減少に転じ、平成27年の本市の人口は、51,392人（速報値）となり、ピーク時の約88%にまで落ち込んでいます。

国立社会保障問題研究所の将来推計によると本市の人口は、何らかの対策をしなければ、平成52年（2040年）には、人口が約3割減少し39,019人となり、人口の約4割が65歳以上になるという大変厳しい推計が示され、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の縮小により、地域活力の喪失が懸念されています。本市においては、こうした状況を克服するため、光市人口ビジョンを踏まえて策定された光市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組みを進め、少しでも人口減少を緩やかにしようとして取り組んでいるところです。

こうした人口減少や人口構成の変化といった状況の中で、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民ニーズもまた、多様化しており、市民満足度を高める行政経営を実現するためには、徹底した市民志向、成果志向の行政経営を進めていく必要があります。

【人口推移及び将来展望】



イ 財政の状況

本市の財政状況は、経済情勢が好転しない中で財政の硬直化が解消されず、この先、生産年齢人口の減少に伴う税収減や、社会保障関連経費の歳出に占める割合の増加が見込まれています。

また、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、これらの施設が更新時期を一斉に迎えることから、更新費用の確保が大きな課題となっています。

さらに合併自治体における、普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮小により地方交付税が減額されるなど、今後、一層厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されています。

こうしたことから、簡素で効率的な行政経営を一層進め、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

(3) 行政改革の取組み

今後、前項で述べた、本市が直面する、人口減少と厳しい財政状況に対応しつつ、まちづくりを進めるため、最小の経費で最大の効果を上げるという行政改革の基本的な考え方及びこれまでの2期にわたる行政改革の取組みと実績を踏まえ、新たな行政改革大綱を策定し、さらに改革に取り組むこととします。

このため、「第3次光市行政改革大綱」では、従来の行政改革の取組みに加え、行政需要の増減に対し、行政の役割を意識した上で、行政サービスの量の適正化を図りつつ的確に対応する一方で、行政サービスの質を低下させることのないよう、量と質の両面の視点を持った改善、改革に取り組むこととし、第2次光市総合計画で掲げられた「ゆたかな社会」の実現を目指します。

なお、本大綱を策定するにあたっては、行政改革と財政健全化を一体の取組みとするため、これまでの「光市財政健全化計画」に関する考え方や取組みを包含するものとします。

2 大綱の位置付けと計画期間

(1) 大綱の位置付け

行政改革大綱は、今後の本市の行政改革の基本方向や考え方等を示す指針となるものです。

行政改革の実施にあたっては、行政改革大綱に基づき、年次計画と可能な限り数値目標等を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組みます。

(2) 計画期間

大綱及び大綱に基づく実施計画については、

平成29年度（2017年度）を起点とした平成33年度（2021年度）までの計画とします。

なお、実施計画については、社会経済環境の変化や改革項目の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて随時改定を行うものとします。

3 基本理念と取組みの柱

人口減少と財政硬直化が進むことが見込まれる中で、行政サービスのあり方が問われてくることから、量の適正化を図りつつ、将来にわたり継続的に質の高い行政サービスの提供をするため、『人口減少社会に対応した新たな行財政運営』を基本理念とし、次の4つの柱のもと、取組みを進めます。

- I 開かれた市政への取組みと市民等との協働
- II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供
- III 組織力の向上
- IV 安定的な財政基盤の確立

I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

行政情報を的確に市民に提供し、市民との情報の共有化を図ることで、市民に開かれた市政を推進し、市政への理解と信頼を深めます。

本市が抱える様々な課題に対応し、市民満足度を高めていくため、行政と市民の適切な役割分担に基づき、市民と行政の協働による行政運営を進め、将来にわたり質の高い行政サービスの提供を図ります。

II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

人口減少や社会情勢の変化による市民ニーズの変化を的確に捉え、限られた行政資源を最大限活用し、成果志向の行政運営を進めることで、コストに配慮しながら、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。また、市民満足度を高める行政経営の視点から、ICT（情報通信サービス）の活用などにより、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対して、迅速で効率的な対応を進めます。

本市の多くの公共施設が人口の増加にあわせて整備されており、今までと同じ水準で維持し続けることは将来世代への負担増につながるものが予想されます。こうした課題に対応するため、将来を見据えた長期的な視点で、公共施設が提供するサービスとそれに伴う市民負担の適切なバランスを考え、行政需要に対応した公共施設の量、質などの最適化を進める、公共施設マネジメントの取り組みを進めていきます。

III 組織力の向上

市民ニーズに的確かつ迅速に対応するために、市民の目線に立った柔軟な組織体制の構築と、職員の資質向上や意識改革に取り組みます。今まで以上に行政経営の質を高めることで、事業や組織の見直しによる適切な人員配置を行うとともに、国・県・他都市や民間給与水準との均衡に配慮しつつ、市の財政状況を考慮しながら継続的に制度や運用の見直しを行い、定員管理および給与等の適正化に取り組みます。

IV 安定的な財政基盤の確立

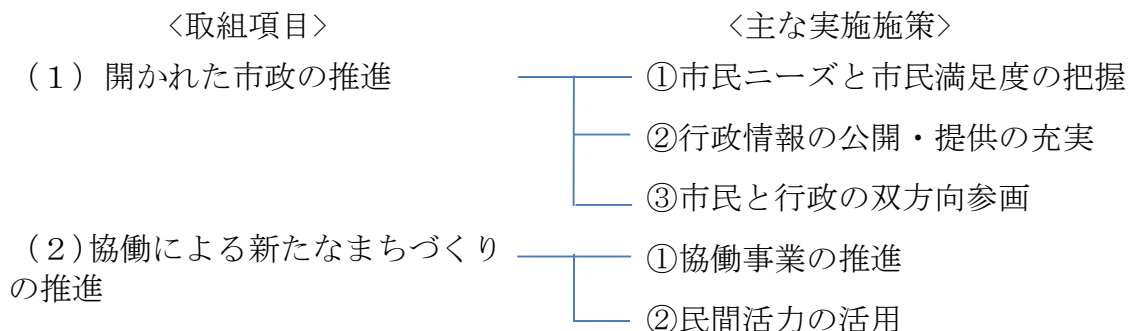
変化の激しい社会経済情勢の中で、市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを将来にわたって継続していくためには、行財政運営の効率化や健全化に向けた取組みを着実に進めていくことが必要です。

そのため、より一層の歳出削減と財源確保の徹底を図るとともに、真に必要性の高い事業へ予算を重点配分するなど事業の選択と集中を進め、限りある財源を効率的、効果的に活用することにより安定的な財政基盤を確立し、健全な財政運営を推進します。

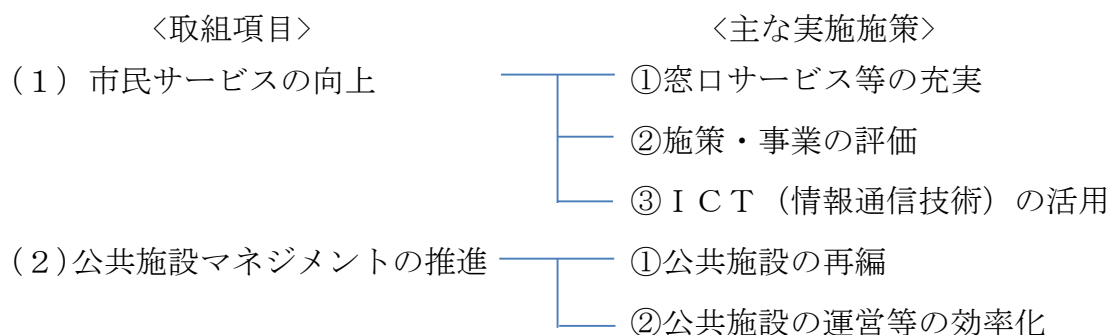
また、各公営企業については、自主性・自立性をより一層高めるため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、戦略に沿った効率的な運営を目指します。

4 大綱の体系と取組項目

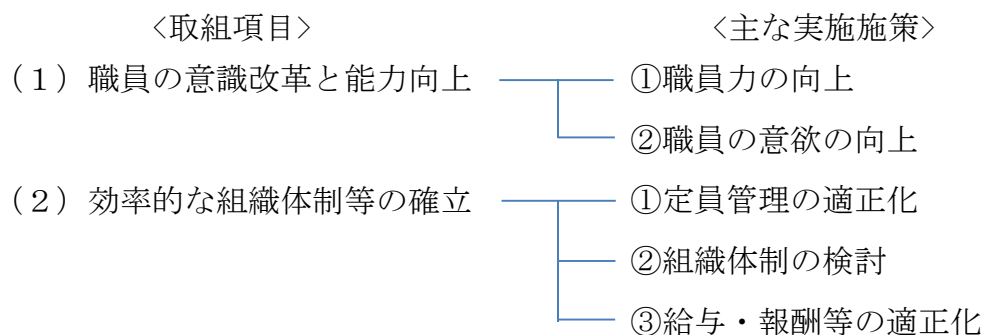
I 開かれた市政への取組みと市民等との協働



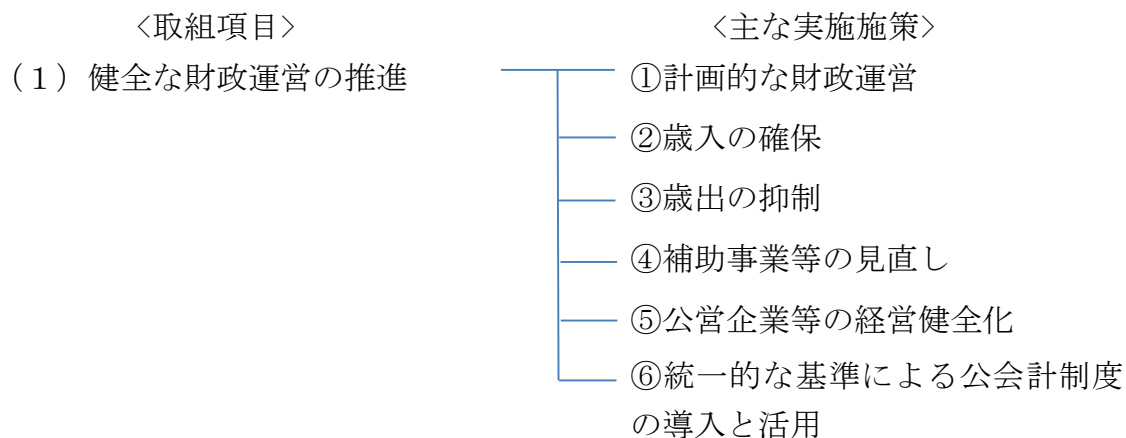
II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供



III 組織力の向上



IV 安定的な財政基盤の確立



I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

(1) 開かれた市政の推進

①市民ニーズと市民満足度の把握

市民目線の施策の立案や、より質の高い行政サービスの提供につなげるために、市民アンケートやパブリックコメント等を適切に実施し、市民ニーズや市民満足度を踏まえた施策の立案、実施を進めます。

②行政情報の公開・提供の充実

市民に対する説明責任の観点から、ホームページの充実やFacebookによる情報発信など、費用対効果に配慮しながら、様々な手法を用いて行政情報を提供し、市民目線による情報公開の取組みを進めることで、市民との情報の共有化を進め、相互信頼関係の構築を図ります。

③市民と行政の双方向参画

市政における市民参画のさらなる促進を図り、幅広い市民意見を市政に反映できるよう委員の公募を積極的に進め、幅広い世代の委員の登用を進めるとともに、女性委員の積極的な登用に努めます。

また、市民と行政の役割を踏まえながら、市政や地域活動における市民と行政の双方向参画を推進します。

(2) 協働による新たなまちづくりの推進

①協働事業の推進

社会経済情勢の変化等により、市民ニーズは多様化・高度化し、行政だけ、市民だけといった対応は困難となっており、自助・互助・共助・公助を基本とした、多様な担い手との協働による適切な行政サービス提供の仕組みづくりを進めます。

②民間活力の活用

「民間にできることは民間に」の理念のもと、NPOや民間事業者等の持つ特性やノウハウなどを活用し、より一層効果的、効率的に実施できる専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等を十分に検討して、民間への業務委託を推進します。

Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

(1) 市民サービスの向上

①窓口サービス等の充実

市役所の窓口は、市民が最も身近に行政と接する場であるという認識を持って接遇に努めます。

また、市民ニーズや、生活スタイルの変化を踏まえるとともに、費用対効果を考慮しながら、証明書等の交付サービス、また、税や各種使用料等の収納窓口や体制の充実等を進めることで、市民目線に立った、利用者にとって分かりやすく親しみやすい、窓口サービスの充実・改善を推進します。

②施策・事業の評価

限られた行政資源を最大限活用し、成果志向の行政経営を進めるため、P D C Aサイクル（計画策定 Plan、実施 Do、検証 Check、見直し Action）に基づく行政評価に取り組めます。また、その結果を公表することで、行政の説明責任を果たすとともに、客観的な検証に基づく行政経営を推進します。

③ICT（情報通信技術）の活用

より効率的で質の高い行政サービスを提供できるよう、ICT（情報通信技術）の活用を推進することで、事務の効率化・省力化に取り組めます。

また、個人情報漏えいを防ぐシステムセキュリティ向上の取り組みを推進し、個人のプライバシー等の権利利益を保護します。

(2) 公共施設マネジメントの推進

①公共施設の再編

老朽化による施設の更新時期を集中して迎える中で、人口減少、少子高齢化の進展に伴う公共施設に対するニーズの変化等に対応するため、長期的な視点に立ち、将来の人口規模、市民ニーズの変化を想定した施設総量の適正化を図るとともに、施設の効率的利活用、長寿命化による財政負担の軽減・平準化を進めます。

②公共施設の運営等の効率化

公共施設使用料について、利用者負担と市民全体の負担（税金）の適切な負担割合のあり方について見直しを進めます。

また、公の施設の管理、運営に指定管理者制度の導入を進め、民間の持つ能力を活用することで、より質の高いサービスの提供と経費の節減を進めます。

Ⅲ 組織力の向上

(1) 職員の意識改革と能力向上

①職員力の向上

多様化・高度化する様々な行政課題に対応し、市民満足度を高める行政経営ができるよう、政策立案能力を高める人材育成システムの構築を進め、職員一人ひとりの課題発見力と問題解決力の向上を図ります。コスト意識を持ち、市民の立場に立った現状分析や市民ニーズの把握・集約に努め、職員自らが行動し、改革・改善につなげるためのサイクルを確立し、PDCAサイクルに基づく業務改善の取組みをさらに進めて、職員力の向上による、質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、市民から信頼され親しまれる市役所となるよう、職員の意識改革に取組み、組織全体のサービスレベル向上につなげるため、職員一人ひとりが市の代表であるという意識を持ち、市民目線による接遇に努めます。

②職員の意欲の向上

公平・公正な評価結果を人事評価に反映させ、能力や実績を適正に反映した人事制度の構築を進めるとともに、組織風土の醸成や研修の実施等により、職員が自己啓発に取組みやすい雰囲気を醸成します。

また、多様化・高度化する様々な行政課題に対して、限られた人員の中で、効率的な対応を図るために、職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を高めることで、職員の使命感や仕事に対するモチベーションを高め、職員一人ひとりが、より質の高い行政サービスを提供できるように努めます。

(2) 効率的な組織体制等の確立

①定員管理の適正化

適正な業務執行を確保し、限られた人員で最大の効果を上げることができるよう、業務の見直しや効率化の取組みを推進します。また、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に即応できるよう、地方自治業務のあり方を精査しつつ、計画的な職員配置や適正管理を行います。

人事行政の運営における公平性、透明性を高めるため、光市の人事行政の運営の状況及び光市の給与・定員管理等について公表します。

②組織体制の検討

集中化、効率化の観点から、事務・事業の再編・整理を進めるとともに、関係各課の連携を進め、横断的な取組体制を構築します。

また、民間委託等を推進することで、新たな課題や、市民ニーズ・社会情勢に対応した、迅速に連携体制が取れる柔軟な組織づくりを推進します。

③給与・報酬等の適正化

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、市の財政状況を考慮して、適正な給与水準となるよう状況に応じて適正化に努め、その内容を公表するとともに、特別職の報酬等についても適正化を図ります。

また、業務内容や仕事の進め方を見直し、効率的な業務運営を行うことで、時間外勤務の削減を図り、時間外手当の縮減に努めます。

IV 安定的な財政基盤の確立

(1) 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営

持続可能な財政運営の確立を図るため、中期的な財政見通しによる歳入に見合う歳出規模を基本とする財政構造への転換を図ります。

また、一定規模の基金を確保して年度間の財源調整に備えるとともに、市債残高を抑制して公債費の縮減を図ることで、計画的かつ安定的な財政運営に努めます。

② 歳入の確保

市民負担の公平性、信頼性の観点から、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、各種手数料・使用料については、受益者負担の適正化を進めます。

その他、様々な観点から財源の確保に向けた取組みを進めます。

③ 歳出の抑制

従来の考え方にとらわれることなく、行政事務全般を多角的な視野から見直すため、事業の棚卸しなど今後の事業展開に向けた精査を行うとともに、既存事業の統合、廃止等を見据えた取組みを行うことにより歳出の抑制に努めます。

④ 補助事業等の見直し

費用対効果の観点から、施策・事業の評価や市民ニーズを考慮して補助事業のあり方を見直すとともに、補助の目的、成果等を十分に検討し、これまでも団体運営補助から事業補助への切り替えを進めてきましたが、こうした取組みの継続により、一層の補助事業の適正化に努めます。

⑤ 公営企業等の経営健全化

地方公営企業については、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた中長期的な視点に立った経営基盤の強化を図っていきます。

また、下水道事業特別会計及び簡易水道特別会計については、地方公営企業法の適用に向け、取組みを進めます。

⑥ 統一的な基準による公会計制度の導入と活用

統一的な基準による地方公会計制度により、資産、負債及び行政コストを把握し、財政運営の基礎資料として予算編成等への活用を推進します。

参考資料

【財政状況と見通し】

現在作成中